

県税の特例措置（課税免除・不均一課税）の対象地域（市町村）

(R4.4 現在)

	過疎法		地域未来投資促進法	地域再生法	
	過疎地域	準過疎地域		移転型	拡充型
徳島市			●	△	△
鳴門市			●	△	△
小松島市			●	△	△
阿南市			●	△	△
吉野川市	(●) 旧山川町、 旧美郷村		●	△	△
阿波市	(●) 旧市場町	○ 旧土成町	●	△	△
美馬市	●		●	△	△
三好市	●		●	△	△
勝浦町	●		●	△	△
上勝町	●		●	△	△
佐那河内村	●		●	△	△
石井町			●	△	△
神山町	●		●	△	△
那賀町	●		●	△	△
牟岐町	●		●	△	△
美波町	●		●	△	△
海陽町	●		●	△	△
松茂町			●	△	△
北島町			●	△	△
藍住町			●	△	△
板野町			●	△	△
上板町			●	△	△
つるぎ町	●		●	△	△
東みよし町	(●) 旧三好町※	○旧三加茂町	●	△	△
	過疎地域 1 1 市町村 一部過疎 3 区域 (2 市) 特定市町村 1 区域 (1 町) 準過疎 2 区域 (2 市町)		2 4 市町村	2 4 市町村	

【過疎法、地域未来投資促進法】

●印は当該市町村の全域が、(●)印は一部(旧町村)が、○印は当該区域(旧町)が対象
※旧三好町は令和9年度までの経過措置区域

【地域再生法】

△印は、「本県の地域再生計画」において市町村ごとに設定された地方活力向上地域が対象
※市町村単位ではなく、字・地番単位で対象地域が指定されています。